

○奈良県警察通信指令技能検定規程（平成22年3月12日本部訓令第5号）

[沿革] 平成29年12月本部訓令第21号、令和2年3月第4号改正

(趣旨)

第1条 この訓令は、奈良県警察における通信指令技能検定（以下「技能検定」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(技能検定の目的)

第2条 技能検定は、奈良県警察職員（会計年度任用職員及び臨時の任用職員を除く。）の警察通信指令に関する知識及び技能の向上を図るとともに、警察通信指令に関する知識及び技能に優れた人材を組織的に把握することにより、人材育成に向けた戦略的な人事配置等に資することを目的とする。

(級位、受検資格等)

第3条 技能検定は、初級通信指令技能検定（以下「初級検定」という。）及び上級通信指令技能検定（以下「上級検定」という。）に区分して行う。

- 2 奈良県警察本部長（以下「本部長」という。）は、各級位の技能検定を行う。
- 3 技能検定の実施基準は、別表に定めるとおりとする。

(総括検定責任者)

第4条 警察本部に総括検定責任者を置き、生活安全部長をもって充てる。

- 2 総括検定責任者は、技能検定の実施に関する必要な事務及び運営を総括する。

(検定責任者)

第5条 警察本部に検定責任者を置き、生活安全部通信指令課長をもって充てる。

- 2 検定責任者は、総括検定責任者の指揮を受け、技能検定の実施に関する必要な事務及び運営を行う。

(技能検定実施の期日等)

第6条 検定責任者は、技能検定を実施しようとするときは、あらかじめ、その日時、場所、級位、方法その他必要な事項を定め、所属長に通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた所属長は、技能検定の受検者について、通信指令技能検定受検者名簿（別記様式第1号）により、検定責任者を経由して総括検定責任者に報告するものとする。

(合格者の決定等)

第7条 検定責任者は、技能検定を行ったときは、その結果を総括検定責任者に報告するものとする。

- 2 総括検定責任者は、検定責任者の報告に基づき、技能検定合格者（以下「合格者」

という。) を決定するものとする。

- 3 検定責任者は、合格者が決定されたときは、速やかにその結果を本部長に報告するとともに、当該合格者を通信指令技能検定合格者台帳（別記様式第2号。以下「合格者台帳」という。）に登載するものとする。
- 4 検定責任者は、当該合格者について、所属長に通知するものとする。
- 5 合格者台帳は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）により調製することができる。

（特例）

第8条 本部長は、技能検定の対象となる知識及び技能を有すると認める者については、技能検定を行わずに、当該級位の技能検定に合格したものとすることができる。この場合において、検定責任者は、当該合格者を合格者台帳に登載するとともに、当該合格者について、所属長に通知するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

（技能試験の免除）

- 2 この訓令の施行の際現に技能指導官（奈良県警察技能指導官に関する訓令（平成7年5月奈良県警察本部訓令第21号）第4条の規定により技能指導官指定書の交付を受けている者のうち、通信指令課に勤務するものをいう。）、通信指令技能指導員（通信指令技能指導員等運用要綱の制定について（平成21年6月例規第13号。以下「通信指令技能指導員等運用要綱」という。）第4の1の規定により通信指令技能指導員指定書の交付を受けている者をいう。）又は通信指令準技能指導員（通信指令技能指導員等運用要綱第4の2の規定により通信指令準技能指導員指定書の交付を受けている者をいう。）の指定を受けている者に対しては、技能試験の全部を免除する。

附 則 （平成29年12月25日本部訓令第21号）

この訓令は、平成30年1月1日から施行する。

附 則 （令和2年3月10日本部訓令第4号）抄

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

（別表及び別記様式省略）